

公 告 書

公告 第 389 号
令和 8 年 2 月 27 日

組合規程の一部変更について

令和 8 年 4 月 1 日から当健康保険組合の規程を以下のとおり変更する。

「会計事務取扱規程」

1. 第 3 条徴収関係一項中「及び」を「・」に改め、介護保険料の後に「及び子ども子育て支援金」を追加する。
2. 第 3 条徴収関係二項中「及び」を「・」に改め、介護保険料の後に「及び子ども子育て支援金」を追加する。
3. 第 35 条第四項中「補償」を「保証」に改める。
4. 第 43 条中「物品」を「備品」に改める。
5. 第 44 条中「物品」を「備品」に改める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

サンデン健康保険組合

理事長 大月 孝宏



新旧条文対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（帳簿の備付）</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係（略）</p> <p>財務関係（略）</p> <p>徴収関係</p> <p>一 一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども子育て支援金算定原簿</p> <p>二 保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども子育て支援金月別整理簿</p> <p>三 （略）</p> <p>第4条～第34条（略）</p> <p>（契約書の作成）</p> <p>第35条（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 契約保証金</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>第36条～第42条（略）</p> <p>（備品の毀損等届出）</p> <p>第43条 備品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務 理事に届出なければならない。</p> <p>（備品の廃棄処分）</p> <p>第44条 毀損その他の事由により備品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>1条～第2条（略）</p> <p>（帳簿の備付）</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係（略）</p> <p>財務関係（略）</p> <p>徴収関係</p> <p>一 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿</p> <p>二 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿</p> <p>三 （略）</p> <p>第4条～第34条（略）</p> <p>（契約書の作成）</p> <p>第35条（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 契約補償金</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>第36条～第42条（略）</p> <p>（物品の毀損等届出）</p> <p>第43条 物品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務 理事に届出なければならない。</p> <p>（物品の廃棄処分）</p> <p>第44条 毀損その他の事由により物品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p>